

長浜市森林ディレクション審議会（第3回）議事録

【日時】：平成26年12月22日（月）9：40～12：05

【場所】：長浜市役所東別館1階 多目的ルーム1

【出席委員】：委員8人（敬称略）

特定非営利活動法人妙理の里	片山 由文
内保製材株式会社	川瀬 文明
長浜市伊香森林組合	高橋 市衛
滋賀県立大学環境科学部 環境政策・計画学科	高橋 卓也
公募市民	藤井 克博
滋賀県猟友会北部有害 鳥獣捕獲組合	藤田 和司
伊香具山友会	横関 隆幸
長浜市森づくりクラブ	横田 光代

【欠席委員】：委員1人

滋賀県湖北森林整備事務所	南井 隆
--------------	------

【市】：4人

森林整備課	北川理事	（事務局）
森林整備課	永井副参事	（事務局）
森林整備課	花澤主査	（事務局）
北部振興局産業振興課	大澤課長	

【議事録】

事務局：長浜市森林ディレクション審議会規則第6条第3項の規定に基づく会議成立の報告

長浜市の附属機関の会議等の公開に関する要綱に基づく公開について説明したのち、傍聴者数0人の報告

1. 長浜市の森づくり推進に向けた提言書（素案）について

会長：みなさんおはようございます。3回目の審議会ということで、提言書のとりまとめに入ります。みなさんの忌憚のないご意見をたくさんお願いしたいと思います。

事務局：審議の前に北川理事よりあいさつ申しあげます。

事務局：北川理事あいさつ

事務局：審議会規則第6条第2項に基づく会長による議事進行依頼

会長：それでは、次第に基づき事務局から説明をお願いします。

事務局：資料確認と提言書（素案）提言1の説明

会長：みなさんからご意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：事務局案の提言内容の3つについては、私たちの思うところであります。

イベントでも、参加する人たちが来るだけでなく、関わっていけるようなものになればいいと思います。

会長：それは来てくれた人たちが、最初から最後までお客さんになってしまっているということですか。

委員：そうです。参加者が関わって楽しんでもらえればいいのかと思います。

会長：森づくり計画ではステップアップということで、徐々に興味をもってもらったことを考えていましたが、実はイベントを開催することはたいへんなことなんです。

委員：イベントがいいという思いじゃなく、イベントに参加する人の中に、はたして何人の人が森林に関心を持ってきているのかということだと思います。本当に森林に関心のある人に来てもらえるような取り組みが必要なかもしれないし、そのことで発信の方法も変わってくるのかなと感じます。

会長：私は少し違った印象を持っていますが、いつもイベントに行くと、見たような顔の人が多くいるような印象で、イベントの必要性はどこにあるのかなといった感じを受けます。そういう意味で、森林に関心のある人はイベントに参加していると思いますが、少し広がりがないかなという感じはします。あまり多くを望むのは酷な話かもしれませんが、次から次へと関心が広がっていくことは、できれば素晴らしいと思いますが、やはり難しいのかなと思います。

委員：森づくり団体等の横の連携といったことは相当あると思いますが、できれば活動の内容などをイベントに来てもらっている人に楽しさという形で感じてもらえればと思いますし、そういったことを通じて、森林の良さといったものを発信できればいいかなと思います。

委員：私も米原のNPOで活動していますが、審議会の委員をするまでは、ここにいらっしゃる委員の方が所属されている活動団体やその活動内容についてあまり知りませんでした。活動を発信することで、それをキャッチできれば、参加しようと思いますし、そういったことで、横のつながりが、実はまだ不十分ではないかと思っています。

会長：そうですね、そういったつながりは大事だと思います。十年近く前の調査で見たことがあるんですが、滋賀県はわりと水関係の環境団体が多いらしいです。

会長：活動団体の横のつながりは提言としてどのように考えていけばよろしいですか。

事務局：いろいろな考え方があると思いますが、提言内容としてはいくつもの分野にまたがる場合も想定されますが、メインとしては提言1に含まれていると思いますし、いままでの話の流れは大きく2つありまして、ひとつはイベント等に参加されている方のネットワークに取り組んでいる方の熟度を上げて、横のつながりを持たせるといったことと、元々森づくり計画にも謳っています市民全体で森づくりを

支えていくといったことで、今年10月に開催された森づくりイベントは、どちらかという、森林にあまり関心や興味がなかった人にも参加してもらって、少しでも森づくりに興味をもってもらおうといったイベントだったと思います。そういった意味で、今回提言いただいたターゲットを絞りながら情報の発信へとつながってくるのかなと事務局としては考えていますし、そこに横のつながりを広げていくといったことも必要ではないかと思っています。

委員：私も長浜市が開催されている森づくり活動に参加して、横のつながりを持てましたので、継続して続けていただきたいと思っています。

会長：それでは、次に提言の2について事務局から説明をお願いします。

#### 提言2について

事務局：提言2の説明

会長：提言2についていかがでしょうか。

会長：提言の中に、企業の環境への貢献を促す対策を新しく位置づけされたいとありますが、これは具体的にどのような考えでしょうか

事務局：2回目の審議会の中で、課題に対する対策事例のひとつとして挙げていました、企業が森づくりに積極的に参加することや活動をしてもらう場合に、市の森林施設の利用ですとか、市有林といった活動フィールドの提供や市産材を活用した企業のPR品の提供などが対策事例として考えられます。

会長：できればそういった内容を提言の中に入れ込むことでわかりやすくなるのではないかと思います。

委員：提言2は非常にすばらしいまとめ方をされていると思います。いま農水省が、いわゆる「見える化」という方向でいろいろな制度や施策をされていますが、その中で、カーボンフットプリント制度というものがあります。例えば、この商品を購入することで二酸化炭素を削減しますといった、つまりインセンティブを与える制度が将来的に長浜市でも地産地消といった形で取り入れられればいいなと思っています。

提言1にも関連しますが、私たちNPO団体が一般の市民に理念等をなかなか理解いただくのはやっぱり難しい部分があります。しかしながら、先ほどのようなインセンティブを制度としてうまく活用していくような方向に向かえばいいと感じています。

副会長：私は数値目標というか、達成率が見えないと、どれだけできているのか、なかなかわからないと思いますので、数値目標の設定が必要ではないかと思っています。

会長：確かに数値目標を設定することはいいことだと思います。

事務局：数値目標については、アクションプランで設定することを考えておきまして、数値目標の設定や進捗などについては、審議会の中で議論いただければと思っています。

会長：数値目標を提言の中に入れ込むことや審議会で議論するといった2つのパターンが想定できますが、せっかくお話が出ましたので、提言の中に反映させていただきたいと思います。

会長：ほかよろしいですか。それでは次に提言3についてお願いします。

#### 提言3について

事務局：提言3の説明

会長：提言3の木育については、新しい要素ですので、新しいスタートができるように、なにか具体的なポイントや見落とし等あればお願いします。

副会長：提言1に重なる部分もあるかもしれませんが、やはり教育に関わりますし、多様な周知方法や教育方法なども含めて提言する形にしたほうがよいのではないかと思います。

会長：なにか具体的なターゲットの設定などありますか。

副会長：教育はなにも子どもに限ったことではないと思いますので、TVメディアや広報誌等を通じて広く情報を発信されていくほうが良いと思います。

会長：木育の周知方法等についても提言として入れていく方向でお願いします。

委員：森づくり活動等を通じてもっと市民が山へ入っていくようなことになれば、おのずと環境や木育といった取り組みにつながるのではないかと感じます。

委員：子どもは森林の中ではうまく適応して遊びますし、それこそ生き活きとしているのを感じますが、そこに、親、先生を含めて何かできないかなと考えています。

委員：どうしても教育従事者には子どもたちの安全を第一に行動する考えがあり、責任が伴いますので、どうしても子ども達に危険なことはやらせられないと思います。

事務局：子ども達だけを相手にすればいいとは思っていません。家庭や学校で、親や先生が木を使うことについて、子ども達といっしょに考えてもらいながら、木の大切さなどを伝えていただきたいと思っています。

会長：それでは提言の中に子ども以外にも親や先生を対象にした書きぶりで調整していただきたいと思います。

委員：日常の中で木を使うことが木育につながると思いますので、まずは、公共施設での木の利用率などについて提言として入れていくのはどうでしょうか。

会長：そのあたりは、今後の提言の中で取り扱う部分があると思いますので、次に進めていきたいと思います。

会長：それでは次に提言4について事務局から説明をお願いします。

#### 提言4について

事務局：提言4の説明

会長：やまのこ事業の位置づけとはどのような感じなのでしょう。

事務局：市が県から委託業務として受けまして、長浜市では高山キャンプ場をフィールドとしまして、市内の小学校4年生を対象に環境学習に取り組んでいます。

長浜市独自で環境学習を政策的に取り組んでいるところまでには至っていません。関連性として市内の19の小学校に「みどりの少年団」がありまして、主に山の裾野にある学校が多いわけですが、この活動については、滋賀県から助成金が出ておりまして、その範囲の中で活動をされています。やまのこ事業としては、学校の中では、事前学習や事後学習にも取り組んでもらっています。

会長：教育現場独自で環境学習に取り組むという考え方はあるんでしょうか

事務局：実例的には、西浅井には山門水源の森がありますので、地域限定ではありますが、西浅井の小学校では間伐等を通じて山の整備に取り組んでいるといったこともあります。

委員：教職員の負担が課題として挙げられていますが、やまのこ活動には選任のスタッフが必要ではないかと思います。

委員：高山のキャンプ場には選任のスタッフがいらっしゃいます。

事務局：やまのこ事業には県内の各施設に選任の指導員がいて、基本的にその人たちが活動プログラムを組んで準備にあたっていて、そのほか、地域サポーターにも協力いただきながら取り組んでいます。もう少しそのあたりの人員的な強化や専門性などが求められると思います。

副会長：指導員さんは事後学習として学校へ行くことはありますか。

事務局：すべての学校に出向くことはないかもしれませんが、基本的に事後学習にも直接対応されています。本当は長浜市スタイルといったものができればいいと思います。

事務局：教育委員会といった組織的なこともあります。教育現場と地域の方々の情報のマッチングがあまり機能していない感じがします。情報がうまく伝われば、先生方も動きやすくなるのかなと感じます。教育委員会として指導すると、細かく制約を受けたり、物事が固定されたり、そこにいる子ども達の特質とか多様性に応じた関わり方ができなくなることも想定されます。

会長：高山キャンプ場も市で管理されているということであれば、そこから情報を発信することも可能かもしれませんが、いまの体制では少し難しいかもしれないといったことですかね。

副会長：マッチングは大事ですけども、現状としては森の学習で終わっている感じですが、例えば、森の学習の後は、製材工場や建築現場で、木がどのように使われているのかを知ってもらうことも必要ではないかと思います。木が木製品になるまで関わっている人とのマッチングを推進されたいと思います。

会長：マッチング、情報発信、と系統別の体系型学習の推進について提言としてまとめていただきたいと思います。

会長：それでは提言5についてお願いします。

#### 提言5について

事務局：提言5の説明

会長：提言5について思うことがありましたら、ご意見をお願いしたいと思います。

会長：フォレスターとプランナーをプロフェッショナルとして育成していくような取り組みを進めていますが、そのあたりで何かご意見等ありませんか。

委員：提言の中に十分反映されているように思います。

会長：長浜市の中では間伐を進めていくことが現実的な課題かもしれませんが、今後、皆伐、主伐をして新しい代の造林地を作っていくような将来的な取り組みなどについて、ご意見ないでしょうか。

会長：提言の2番目の推進員の設置というのは、以前から話として伺っていますが、現実的に有効な手段として考えられる施策となるのでしょうか。現実的に推進員の設置というのはある程度進んでいるのでしょうか。

事務局：合併前の旧町の中には、森林の推進員さんが集落毎に設置されていましたが、そういった方々に声をかけていくような感じになると思います。また、滋賀県の取り組みでも、いろいろ網羅できる推進員の設置を検討されていますが、具体的な規模や人数、あるいは設置の地区などについては、まだわからない状況です。

会長：往々にして、自治会単位で推進員を設置すると名ばかりになってしまったり、市から降りてくる仕事がひとつ増えるだけというようなことになり兼ねないので、実質的に機能するような形になるようにしていく必要があると感じます。全部が全部成功させるのは難しいかもしれませんが、5割6割の割合で設置が進んでいけば大成功といえるかもしれません。山を越えた福井県では、グループ林業という取り組みで集約化が進んでいると聞いたことがあります。

会長：境界を明確化せずに集約化する取り組みが東近江市などでされていますが、長浜市でそうすることは難しいでしょうか。

委員：木之本の大音地区で事例があります。

委員：やはり集約化を進めていくうえで、山の境界を知る人が少なくなっているのが大きな課題となっています。

会長：もう少し柔軟にいろいろ考えないと、とにかく境界を明確にしなければいけないといったやり方だと、堰堤などの治山事業にも影響することが想定されますね。

委員：行政でも地権者の同意に影響することがあるんじゃないでしょうか。

事務局：何においても地権者の同意は大前提になります。

委員：地元の中にはもっと簡易な形で進めてもいいと考える人もいます。

委員：自治会の協力がたいへん重要だと感じていますので、例えば、行政のOBの方が、地元に入ってもらえるといいのではないかと思いますし、みんなを取りまとめる役

員も、すべてわかっている訳ではありませんので、そういった道に長けている人の指導を仰げば、うまくいくような気がします。

会長：合意形成と法律的な要因により物事が進みづらくなっているということですね。

会長：一応、森林法では要間伐森林に関して市長は命令を出すことができる強い権限があるはずですが、それを適用した事例は少ないと聞いていますが、それを職務権限で利用して進めていくことはできませんか。

事務局：勧告はできますが、あくまで勧告であり、強制することはできません。また、境界を決める権利は市にありませんので、やはり現実としては難しいと思います。

会長：地元もはたしてどこまでできるのかが見えてこないなので、手探りで進めていくようにしかできないので、そのあたりの支援というものが必要な気がします。

会長：提言の中には、いろいろと困っている雰囲気とうまくまとめていただきたいと思います。それでは、提言の5まで来ましたので、ここで一旦休憩とさせていただきます。

休憩

提言6について

会長：それでは提言6について事務局から説明をお願いします。

事務局：提言6の説明

会長：ご意見等たくさんあると思いますのでよろしくお願いします。

会長：ちょっと別のところにつながるかもしれませんが、山で働く人のことが審議会で議論されたと思いますが、そのあたりについて何かご意見などありませんか。

委員：雇用のことについては、提言5の「雇用の環境改善について」に含めることがふさわしいかもしれません。

会長：市で対応できる範囲で雇用の環境改善に向けて取り組んでいただきたいということで、例としては住宅等になるのでしょうか。

事務局：住宅というのは、住宅の支援ということでしょうか。

委員：そうですね。IターンやUターンに対する支援ですとか、具体的には、みどりの雇用制度のような住居手当支援を思っています。

会長：具体的な対策は後にして、一般的には就労環境をよくしていただくことが必要なことだと思いますし、自伐林家といった話もありますが、長浜市ではまだ具体的な取り組みはありませんので、ぜひ就労関係について、改善をお願いしたいと思います。

事務局：就労については、すでに計画に謳われていますので、更なる改善といった形でまとめていきたいと思っています。

委員：プロを育てる学校という発想はありますか。

会長：市はドイツのアウグスブルク市との姉妹都市関係があります。ドイツのフォレスターは日本と違って、現場で経験を積んだ人がフォレスターになります。ですから、現

場で働く人の経験や現場の働き方などを人材育成ということで、ある意味広い解釈として学校ということになるかもしれません。

事務局：学校などについては、広域的な要素がありますので、市独自で学校を作って人を集めて取り組んでいくことは難しい面もあります。

委員：私は短期集中的に小規模でもいいので、現場を使いながら人材を育てていくような、どちらかという職業安定所のようなイメージを思っています。

委員：私はみどりの雇いで1年間勉強をして、2年目は実際に森林組合にいて、下刈りや間伐をやりました。

委員：いまは3年間取り組むことで、フォレストワーカーという資格がもらえます。森林組合の仕事をしてながら研修を受けることができる仕組みも今はあります。

委員：市でも従来の制度プラス市独自の取り組みがあってもいいのかなと思います。

事務局：研修を通じてダイレクトで森林組合に就労できるようなことにはならないかもしれませんが、いろいろな枠組みを合わせながら就労の改善につなげるような取り組みが必要かもしれません。

委員：市役所の光熱エネルギーをペレットなどで賄って、利点などを広報などで周知して、市が率先して木質バイオマスエネルギーの利活用を進めていただきたいと思います。あと、山から木を切って住宅などに使っていくにはかなりの時間を要しますので、材料をすぐに供給できる体制が必要かなと思いますので、ある程度木材のストックできる施設を整備してもらえれば、発注から建築までの時間が短縮できるので、ぜひそのあたりの取り組みについてお願いしたいと思います。

会長：市の公共施設にバイオマスエネルギーの導入は進んでいますか。

事務局：再生可能エネルギーの利活用方策で述べていますので、条件が整い次第取り組んでいきたいと思っています。

会長：それでは、提言の3番と4番あたりで、バイオマスについて入れていただく方向でよろしいでしょうか。あと、ストックヤードの件についてはいかがでしょうか。

副会長：少し難しいかもしれませんが、どう仕組みをつくるかということだと思います。

事務局：公共建築物については、市には基金がありまして、公共建築物ですと大量の木材を利用しますので、設計の段階で市の方で材料を買い集めるなどして試行的ではありますが、取り組んでいるところですが、やはり一番いいのは、常に市場に流通して確保できるところにあると思います。

委員：木造の備品も市で積極的に活用して、広く周知してもらいたいと思います。

事務局：基本的には、建物構造や内装については木造もしくは木質化していくといった方針があります。

委員：公共施設にバイオマスの話がありましたが、京都大学の宇治キャンパスでは、木質ペレットを使った冷暖房があります。ペレットストーブは世の中にだいぶ普及してきています。多賀町では、今年度からボイラーにも補助金を出しています。京都府

にある湯ノ花温泉では、ガスボイラーからペレットに転換されました。コストダウンが1年間で932万円になったそうです。300トンものCO2の削減効果もあったようです。公共事業で積極的にバイオマスを取り上げてもらっているのは少ないと感じます。飾り的に市役所の正面玄関においてPRされていますが、実際はそうじゃない。本気であるならば、市民へのアピールもまたちがったものになると思います。私は大きな構想とディスカッションをやれる機会を作っただけだと考えています。木質ペレットは年間使用することができます。岐阜県の揖斐川町では、土木業者が6社、重機会社が2社入っていて、総勢11社が資本を出し合って、「揖斐森林資源活用センター協同組合」を組織して間伐を進めています。山を持っている人がトラック1台分の間伐材を持ち込むと、トラック1台分でおよそ1m<sup>3</sup>として重量にして1tと考えます。それを4900円で買い取っています。それがきっかけで山へ行く人が増えているようです。岐阜県では清流の国岐阜ということで、1000円の環境税を導入しています。この財源を使って、期間限定で補助金を出されています。そうすると軽トラック1台分で6000円ほどになるそうです。やはりインセンティブが働かないと山へ入ったりしないと思います。湯ノ花温泉もペレットボイラーを入れたのは、コストダウンを狙ってのことだと思います。やっぱりそこに一番の広報のポイントがあるような気がします。大々的に訴えるモデル事業を公共事業でする場合には、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

会長：そうすると情報発信について力を入れていただくような形でお願いしたいと思います。次、提言7をお願いします。

#### 提言7について

事務局：提言7の説明

会長：この件について、ご質問や修正などの意見ありませんか。

委員：ニホンジカの生息数の調整もいいんですが、植生の食害、土壌の低下などが深刻化していることを提言の中に入れていただきたいと思います。

委員：山蛭の被害はどうですか。

委員：山蛭は米原市のあたりまで来ており、北のほうですと揖斐のあたりまで来ていますが、長浜市にきているという話は聞いていません。

委員：米原市の山林を歩いた時にだいぶん蛭にやられました。

会長：蛭被害も深刻になりつつあるということも一例として提言に書き入れますか。

横関さんはやはり、山崩れのことを深刻だとお考えですか。

委員：以前は雑木山で伐採しても自然に植生が回復しましたが、いまは回復しないところがありますので、森林崩壊につながるのではないかと心配しています。

会長：土壌機能が予想以上に低下している可能性があるということですか。

委員：獣害とはイノシシや熊は入りませんか。ニホンジカだけですか。

会長：森林での被害はそれほど深刻ではないと聞いていますが、いかがでしょうか。

委員：農業被害は深刻らしいです。

会長：とりあえず、より深刻なニホンジカによる被害についてフォーカスをあてて提言するということがいかがでしょうか。あと、山崩れの危険性についても書き加えていただくということよろしいでしょうか。

委員：提言2番の狩猟者の確保に向けた支援対策ですが、前回の会議で期間によってニホンジカ一頭あたりの補助金の金額が違うといった話があったと思いますが、そのあたり、提言の中にもう少し書き加えていく必要はありませんか。

委員：そういったことも含めて、特別措置法でワナ免許を取得するのに県の補助金があり、狩猟免許が取れるということになっていますが、ワナよりも銃を持つことに力を入れたいと思っていますが、警察の考え方は反対で、銃の所有を抑えていきたいと考えているようです。銃の所有にはいろいろ規制がありますので、そのあたりが緩和されて、銃による有害鳥獣の駆除に力を入れることで被害は減ると思いますが、いまのままでは増える一方です。

事務局：狩猟税については、減免措置の動きがありますが、撤廃ということにはならないと思います。狩猟免許を取得される際の対応については、別に考えてみたいと思います。

会長：市でできることには限界があるかもしれませんが、提言の中に銃とワナ猟を併記する形でまとめていただきたいと思います。

会長：そのほかに何かありますか。なければ、この審議については終わりにさせていただきます。

最終的な提言書の中身については、私に一任いただいてよろしいでしょうか。

各委員同意

会長：森づくり計画への反映と修正については、審議会を通じて議論するには、時間的な制約もありますので、同じく一任いただいてよろしいでしょうか。

各委員同意

会長：それでは、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

## 2. 今後のスケジュールについて

事務局：12月26日（金）午後1時30分から提言書の提出について説明

会長、副会長のほか2人の委員出席予定

事務局：北川理事あいさつ

12時05分 終了